

Title	『平家物語』長門本と四部合戦状本の近似本文に関する一考察： 平家都落ち話群中の東国武者の記事を中心に
Sub Title	
Author	徳竹, 由明(Tokutake, Yoshiaki)
Publisher	慶應義塾大学国文学研究室
Publication year	2000
Jtitle	三田國文 No.31 (2000. 3) ,p.1- 9
JaLC DOI	10.14991/002.20000300-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-20000300-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

『平家物語』長門本と四部合戦状本の近似本文に関する一考察

——平家都落ち話群中の東国武者の記事を中心に——

徳竹 由明

一、はじめに

『平家物語』のいわゆる読み本系諸本の中で、長門本は、その本文が延慶本・源平盛衰記（以下、盛衰記と略称する。）といたつた同じ広本あるいは大増補系等と呼ばれる伝本と関係が深く、とりわけ延慶本とはいわゆる旧延慶本を直接の祖本として兄弟関係にあるとされることははや定説といつてよいであろう。また語り本系諸本のうち覚一本に近い伝本より大幅に記事を挿入していることが島津忠夫氏^①、川鶴進一氏^②によつて論じられている。一方、同じ読み本系の伝本の中でも略本あるいは小増補系等と称される四部合戦状本（以下、四部本と略称する。）については、盛衰記の本文との関係が武久堅氏^③、木下資一氏^④、佐伯真一氏^⑤、平田俊春氏^⑥によつて論じられている他、覚一本に近い伝本の本文を取り込んでいるであろう事が早川厚一氏^⑦によつて論じられている。

さてこのように様々な伝本の本文との関係が指摘されている長門本と四部本であるが、この両伝本間にも非常に近似した本文が少なからず存在する。この長門本と四部本の近似本文の間

題に関しては、早く高橋貞一氏が四部本に関して「……長門本を基として、盛衰記、延慶本平家物語（現存本同系本）、十二卷本（一方流及び八坂流本）を参照して」作られたとの見解を示しているのに対して、早川厚一氏は四部本の巻四「南都牒状」の真名表記の考察から、特に漢文体で享受されることの多い返牒等の本文は、長門本の本文に見られる漢文体から現存の四部本本文が作られたと想定する^⑧。一方で、別の論考において四部本巻十の本文と長門本・延慶本の本文とを比較し、四部本本文が長門本には一致せず延慶本に一致する本文も存在することから、「この問題については、今後より詳細な検討が必要である。」としながらも「四部本は、長門本の祖本と関係を持つと考えるよりも、延慶本と長門本を生み出すもとなつた旧延慶本との関係を想定するほうがよからう。その際、長門本は、四部本本文との関係から見ると、旧延慶本の本文の面影をより多く伝えているということになる。」と述べられている。また平田俊春氏は、『吉記』等の史料との比較から諸本を延慶本・長門本を含む旧延慶本系と四部本・源平闘諍録・盛衰記を含む旧四部本系に分類し、「延慶本は長門本と大部分が一致し、両

本の祖本として旧延慶本の存在が推定されているが、延慶本の編年記事には長門本と相違するところも間々あり、長門本が旧四部本と一致して、延慶本には後の修正の跡が認められるものもある。」と論じられている。このように既に三氏によって異なる見解が提起されているが、前二者は四部本を中心に論じられているため視点がやや偏っている点に疑問が残るように思われる。また後者は『吉記』と『平家物語』諸本との関係を論じる事が主題であるために長門本と四部本との近似本文に関する考察に重きがおかれているわけではない。そこで当論考では、対象とする箇所が異なるうえ、また限られたせまい範囲でもあるため必ずしも先行論究を補強あるいは否定するものとはなり得ないかもしれないが、『平家物語』諸本の平家一門都落ち話群中、長門本と四部本のみがほぼ同文関係にある、宇津宮左衛門尉朝綱・畠山庄司重能・小山田別当有重といった東国の武者が都落ちに際して暇を給わる記事を中心に両伝本の関係を考察してみたい。

二、

それでは早速、長門本と四部本の本文の当該箇所を以下に引用してみよう。

長：日比めしおきたりつる東国の者共、宇都宮左衛門尉朝綱、畠山庄司重能、小山田判官別当有重在京して有けるか、子息所徒等みな兵衛佐に属しにければ、是等は召こめられてありしを、西国へ下し下て斬へしと沙汰ありけるを、貞能、是等か頸計をめされたらんによるまし。妻子眷属も左社恋

數候らめ。唯とくく御ゆるしあて、本国へくたさる可候と、再三申ければ、誠にさもありなん。汝かくひを切たりとも、運命つきなは世をとらむ事かたし。汝等を宥たり共、宿運あらは又たちかへる事もなとかはなかるへき。とくくいとまंतरするそ。もし世にあらはわするなよとてゆるされにけり。是等も廿余年のよしみ名残なれば、さこそおもひけめとも、各悦のなみたを抑てまかりとまりにけり。其中にうつの宮左衛門は、貞能か預にて日来も事にふれて芳心ありけるとかや。源氏世に成ての後、貞能宇都宮をたのみて東国へ下りければ、むかしのよしみわすれず、申預芳心しけるとかや。(巻十四 朝綱重能有重被免事)

四：日来被召置平家方東国者共、宇都宮左衛門尉朝綱、畠山庄司重能、小山田別当有重、折節在京大番勤候、子息郎従等皆付兵衛佐、被召籠下西国可被切之由有沙汰。貞能謙申、被召彼等首不_レ由、田地所領妻子眷属佐悲候、疾々有御免、可被_レ下本国乎、時々申、実被_レ免、此等押兼喜涙、其中宇都宮貞能預、触_レ事芳心、成源氏世_二之後、貞能頼_レ宇都宮_一落_レ下東国、宇都宮亦不_レ忘_レ昔恩、申預芳心。

(巻七 東国武者事)

高橋貞一氏は四部本の当該箇所に関して「……東国大名の事は簡略であつて、他本との関係は不明である。」と述べられているが、このように両伝本を比較してみると、長門本の直線部(1)(2)が四部本にはない点、四部本の直線部(3)が長門本にはない点を除き、長門本と四部本とはほぼ同文関係にあると言つてもよいであろう。なお両伝本の本文の近似度をより

いっそう明らかにするために、他伝本の当該箇所と比較してみると、まず延慶本では、

延：日來召ヲカレタリツル東国者共、宇津宮左衛門尉朝綱、

畠山庄司重能、小山田別当有重ナムド、ヨリフシ在京シテ

大番勤テ有ケルガ、鳥羽マデ御供シテ、何クノ浦ニモ、落

留ラセマシマサム所ヲミヲキ進セムト申ケレバ、大臣殿宣

ケルハ、：(中略)：サワアレドモ、汝等ガ子ドモ多ク源氏

ニ付テ東国ニアリ、心ハヒトヘニ東国ヘコソ通ラメ、ヌケ

ガラ計具テハ何ガハセム、トクノカヘレ、：(中略)：ト

宣ヒケレバ、：(中略)：廿余年ノ好ミナレバ、ナゴリハラ

シク思ケレドモ、各ノ悦ノ涙ヲサエテ罷留ニケリ、其中

ニ宇津宮左衛門ヲバ、貞能ガ預テ、日來モ事ニヲキテ芳心

有リケルトカヤ、源氏ノ世ニ成テ後、貞能、宇津宮ヲ侍テ

東国ヘ下タリケレバ、昔ノ恩ヲワスレズ、申預テ芳心シタ

リケリ、(第三末 筑後守貞能都へ帰り登ル事)

と波線部(1)並びに、宇津宮朝綱による貞能への報恩譚を記

した波線部(2)は長門本・四部本と同文関係にあるが、長門

本・四部本では、宇津宮・畠山・小山田が子息等が頼朝に味方

したため召し籠められ西国で斬首される予定であったのを貞能

の口添えで赦免されたとするのに対し、そもそも召し籠められ

斬首されるところであったとする要素がない上、三人は平家の

都落ちに鳥羽まで随行している点、貞能の口添え無しに大臣殿

より暇を給わるとする点が異なる。次に盛衰記であるが、

盛：畠山庄司重能、小山田別当有重兄弟二人は、年来平家に

奉公して都落にも御伴申て泣々淀まで下たりけるを、大臣

殿御覽じて、：(中略)：いづくまでも相具すべけれ共、

子息家人等皆東国に有て頼朝に相従へり、身は御供に候て

心は鎌倉に通ふ覽、親子の儀それ悪からず、：(中略)：

疾々罷帰れ、：(中略)：と宣へば、：(中略)：二人の者

共二十余年の好なれば、遺は実に惜けれ共、流石に身のす

て難さに泣々都へ上にけり、(卷三十一 畠山兄弟賜暇)

と、平家の都落ちに(「泣々」ではあるが)途中まで随行し、

貞能の口添え無しに大臣殿より暇を給わる点が延慶本に近いが、

宇津宮の名が見えない点、随行するのが淀までである点が延慶

本とも異なる。いづれにせよ長門本・四部本の記述とは大きく

異なる。また覚一本・屋代本では、

覚：去治承四年七月、大番のために上落したりける畠山庄司

重能・小山田別当有重・宇津宮左衛門朝綱、寿永まで召し

こめられたりしが、其時既にきらるべかりしを、新中納言

知盛卿申されけるは、：(中略)：ただ理をまげて本国へ

返し遣さるべうや候らむと申されければ、大臣殿、此儀尤

しかるべしとて、いとまをたぶ。：(中略)：これらも廿

余年の主なれば、別の涙おさへがたし、(卷七 聖主臨降)

屋：畠山庄司重義・弟小山田別当有重・宇津宮左衛門朝綱、

是三人ハ去治承三年ヨリ被召籠テ有シヲ、大臣殿計ニ此等

ガ首ヲ可被刎ト宣ヒケルヲ、平大納言・新中納言ノ被申ケ

ルハ、：(中略)：只東国ヘ可被返遣トコソ覚ヘ候ヘトヒ

ラニ申サレケレハ、実モトテ此等三人ヲ召寄給テ、汝等ニ

暇ヲタフ、急ギ東国ヘ可下ト宣ヘハ、：(中略)：是等モ

一 門落都趣西国事

と、召し籠められ斬首される所であつたとする点は長門本・四部本と同じであるが、斬首される予定の場所が京である点、口添えするのが寛一本では新中納言知盛、屋代本では平大納言時忠と知盛である点が長門本・四部本とは異なっているのである。なお参考までに『吾妻鏡』文治元年七月七日条を以下に引用する。平家一門滅亡以前に出家逐電し行方不明であつた前筑後守貞能が、宇津宮を通じて頼朝に助命を求め、認められたとする記事である。

……而朝綱強申請云、属平家在京之時、聞拳義兵給事、欲参向之刻、前内府不免之、爰貞能申有朝綱並重能有重等之間、各全身参御方、攻怨敵畢。是畱匪思私芳志、於上又有功者哉。後日若彼入道有企反逆事者、永可令断朝綱子孫給云々。仍今日有宥御沙汰、所被召預朝綱也。

宇津宮・畠山・小山田の三名が貞能の口添えによつて暇を給つた、後に宇津宮が貞能を預かつて報恩をしたとする点は長門本・四部本に一致する。しかし三人は帰国を許されなかつただけで召し籠められ斬首される予定であつたとする記述はなく、また暇を給わつた時期も『吾妻鏡』の記事からは平家一門の都落ちの際なのかどうか確認できない。

さて、以上確認してきた様に長門本・四部本と他伝本の当該箇所ではその叙述内容が大きく異なっているのである。

三、

それではこの長門本と四部本両伝本の当該箇所は、それぞれ

の伝本の文脈の中でどのような位置にあるのであろうか。以下幾分考察の対象とする範囲を広げ、また他伝本との比較をも視野に入れながら、それぞれの平家一門都落ち話群の中の当該箇所とその周辺の記事との関係を考察してみたい。なお平家一門の都落ち話群は、諸本間で記事の配列に大きな異同のある箇所である。長門本・四部本と他伝本との記事の配列を比較してみると、既に渥美かをる氏・山下宏明氏・平田俊春氏等が明らかにされているように、あるいは私に作成した別表を参照しても明らかなく、長門本は延慶本と記事の配列、本文共に密接に関係しており、また四部本は盛衰記にやや近いようである。

まず、長門本の中での当該箇所と周辺の記事との関係を考えてみよう。長門本の都落ち話群の中には当該記事以外に小山田が登場する箇所がある。それは後白河法皇が北面の下臈より平家が都落ちに法皇を随行させようとする計画を知らされる場面（別表の4）で、この場面は長門本の他、延慶本・盛衰記にもあり、以下に引用するように延慶本・長門本のみが小山田を登場させ、両伝本はほぼ同文関係にある。

延：廿四日亥時計二忍テ六波羅へ行幸ナル。例ヨリモ人ズクナニテ事イソガシク、人々周章タリ。アル北面ノ下臈、法住寺殿へ馳参テ、ヒソカニ法皇ニ申ケルハ、小山田別当有重トテ相親ク候者、是二三年平家ニ番勤テ候ツルハ、平家ノ殿原、暁西国へ落ラレ候ベシトテ、以外ヒシメカレ候ケルガ、具シ奉ムトテ、既ニ公家ヲモ迎取マヒラセヨ、法皇ハ程近クワタラセ給ヘバ安シ、キト渡シマヒラセトテ、人少々マイリ候ヌトタシカニ申候ゾ。内々其御心得渡セ給

ベシト申ケレバ、法皇御心ヨゲナル御気色ニテ、ウレシク告申タリ。此事又人ニカタルベカラズ。御計アルベシト仰ノ有ケルヲ、承ワリモハテズ、急ギ御所ヲバ罷出ニケリ。

(第三末 惟盛北方事)

長：廿四日亥刻はかりに主上しのひて六はらに行幸ありければ例よりも人すくなにて、事いそかはしくて人々あはてさわきたり。ある北面下臈法住寺殿へ馳参て、ひそかに法皇に申けるは、小山田別当有重とてあひしたしく候か、此二三年平家に番務め候つるか、唯今語申候つる平家の殿原は、暁西国へ落らる可候とて、以外にひしめき候なるか、くしまいらせんとして已に公家をむかへまいらせて候也。君をは程ちかふわたらせ給へは、安シキトわたしまいらせよとて、人々少々参候由申しければ、法皇は御心よけなる御けしきてうれしう告申たり。此事又人にかたるへからず。御はからひあるへしと仰のありけるを、うけ給もはてず、いそき御所をはまかり出にけり。(卷十四平家都落事)

盛：二十四日未刻に、北面の者一人窃に院御所に参じて、承旨こそ候へと申せば、法皇何事ぞと御尋あり。奏し申けるは、明日巳午の時に、源氏等四方より、数万騎にて都へ責入由聞え候間、平家都の内に安堵し難しとて、三種の神器院内取進せて、明日卯刻に西国へ下向とて、内々出立候と申ければ、法皇神妙に申せり、此事努々人に披露有べからず、思召旨ありとて、……(卷三十一 鞍馬御幸)

このように延慶本・長門本では小山田は、顔見知りであつた北面の下臈に、都落ちに法皇を随行させようとする平家の計画

を漏らしてしまう役割を果たしている。ここで問題となるのは長門本において、小山田の人物造型が右の記事と当該箇所とで矛盾を生じているという点である。延慶本では小山田は情報を漏らしてしまつた後平家の都落ちに主体的に途中まで随行していつ何の矛盾もないのだが、長門本では当該箇所^①で在地の子息・郎従等が頼朝に味方したため召し籠められ西国で切られる予定となつているのであり、法皇を都落ちに随行させようとする計画を入手し、さらに北面の下臈に伝える機会があつたとは考えにくいのである。さらに長門本では、参考までに述べておくと、都落ちに先立つ北陸の安高湊の合戦の際にも、小山田は既に在地の子息郎従等が頼朝に服属しているにもかかわらず、平家方の一員として兄の畠山重能と共に自ら先陣を務めるなど積極的に義仲軍と戦つており、そうした点からも長門本の当該箇所の召し籠められ斬首される予定であつたとする記述は矛盾を生じている。なお周辺の記事の本文並びに配列とが延慶本と長門本が近似していることをふまえるならば、長門本の矛盾は、旧延慶本の本文に当該記事を挿入したために生じたものである可能性があるのではないだろうか。

一方、四部本の当該箇所とその周辺の記事との関係についてはどうであろうか。四部本においては別表に示したように、他伝本と比べて記事の数が少ないので、もちろん略述された可能性もあるが、法皇が北面の下臈から情報をもたらされる場面がなく、当該箇所の他に小山田等が登場する場面もないため、小山田の人物造型は矛盾を来してはいない。その一方で山下宏明氏^②が指摘されているように貞能の行動に矛盾が生じている。す

なわち、当該箇所後に以下に引用するような記事があるのである。

四：又源氏付川尻^{ハケレ}間、肥後守貞能^{ケレ}馳向、有僻事^{ケレ}返上^ル行^キ合此人^ス々落^ト。呼何思、貞能大臣殿御前^下馬、弓挟^{ツツ}腋爪^ハ弾、阿那心憂^ヤ、是何御在。都成^フ塵灰、落人此彼被^レ討殺、骸曝^シ道邊之^シ事悲。疾々返御^シ在申。：（中略）：貞能骸都^レ可^レ曝、返^リ入^リ法住寺殿^邊一宿、大臣殿以下人々不^レ引返、家々今朝皆焼、何可^レ付不^レ覚、掘^リ小松殿墓、取^リ骨懸^ル頸、泣々又落。（卷七 一門都落）

右の叙述内容に近い記事、すなわち貞能が源氏追討のため馳せ向かった川尻よりの帰路に一行と出会って都落ちの事実を知り、反対して一人都に戻る場面（別表の18）は諸本に共通して見られるが、そうすると貞能は都落ちが決行された時点では都に居なかつたうえ川尻より戻ってくるまで一門の都落ちを知らなかつたことになり、それ以前に当該箇所がある四部本は矛盾が生じていることになる。なお長門本では当該箇所は貞能が一旦都へ戻った後再び西を指して落ちていくとする記述の後に配列されており、また四部本と同じように貞能が都落ちの一行に会う以前に当該箇所がある盛衰記・覚一本・屋代本ではそもそも貞能の口添えがないためそれほど違和感を感じない。このように四部本では当該記事が貞能の行動という点において矛盾を引き起こしているが、ただしこのような挿話的な記事でしかも延慶本などとは異なる場所が明示されていないものは編者の意志によってどこへでも動かし易いものであるから、長門本のような記事挿入の可能性を有する矛盾というべきではなく、四部本

編者による記事配列の杜撰さによって生じた矛盾と捉えるべきであろう。

四、おわりに

さて以上、長門本と四部本が近似している一記事、すなわち平家一門の都落ち話群中の宇津宮朝綱・畠山重能・小山田有重が暇を賜わる記事について考察を行ってきた。なお、この点に關してはまた別稿にて論じたいと考えているが、源平合戦時代の主従制に關しては人身的隸属關係をもつ主従制よりも去就向背の權利をもつ双務契約型がむしろ一般的なものであつたようであり、『吾妻鏡』に散見する相模の国の住人渋谷氏や甲斐源氏の加々美氏が親子兄弟で源平に分かれた事例^②、また宇津宮・畠山・小山田は共に平家政権と密接なつながりを持つていたと考えられる点^③などを踏まえると、延慶本の当該箇所のような自ら都落ちに途中まで随行したとする宇津宮・畠山・小山田の人物造型の方がより古く、長門本・四部本のような召し籠められ斬首される予定であつたとする造型は、宇津宮の貞能に対する報恩譚、あるいは畠山の嫡男で頼朝の忠臣として名高い畠山庄司次郎重忠が当初頼朝に敵対していたことを合理的に説明する、つまり重忠が平家に味方せざるを得なかつたという印象を与えること等の影響によつて後に改編されたものである可能性が高いと私は考えている。以上のようなことを踏まえて、長門本・四部本の当該箇所に関して結論めいたことをいうならば、長門本の方に記事挿入の可能性が認められることから、少なくとも長門本の本文はより古態である旧延慶本の本文に後出の本文を

○諸本平家一門都落ち話群 主要記事記列表

	延慶本	長門本	四部本	盛衰記	屋代本	覚一本
1	貞能鎮西より 帰京	貞能鎮西より 帰京	貞能鎮西より 帰京	貞能鎮西より 帰京	貞能鎮西より 帰京	貞能鎮西より 帰京
2	平家軍所々へ 発向、後帰京	平家軍所々へ 発向、後帰京	維盛夫妻の悲 嘆	維盛夫妻の悲 嘆	平家軍所々へ 発向、後帰京	平家軍所々へ 発向、後帰京
3	維盛夫妻の悲 嘆	維盛夫妻の悲 嘆	平家軍所々へ 発向	平家軍所々へ 発向	宗盛女院に都 落ちを告げる	宗盛女院に都 落ちを告げる
4	法皇都落ちの 情報入手	法皇都落ちの 情報入手	宗盛女院に都 落ちを告げる	宗盛女院に都 落ちを告げる (義仲山門へ牒 状、大衆返牒 状、近江で合戦 平家軍帰京)	法皇御所より 鞍馬寺へ脱出	法皇御所より 鞍馬寺へ脱出
5	宗盛女院に都 落ちを告げる	宗盛女院に都 落ちを告げる	平家法皇の脱 出を知り動揺	平家法皇の脱 出を知り動揺	平家法皇の脱 出を知り動揺	平家法皇の脱 出を知り動揺
6	法皇御所より 鞍馬寺へ脱出	法皇御所より 鞍馬寺へ脱出	安德帝都落ち	法皇御所より 鞍馬寺へ脱出	安德帝都落ち	安德帝都落ち
7	平家法皇の脱 出を知り動揺	平家法皇の脱 出を知り動揺	平家一門の宿 所を焼く	鞍馬寺へ脱出	近衛殿都落ち から離脱	近衛殿都落ち から離脱
8	安德帝都落ち 並びに落書	安德帝都落ち 並びに落書	忠度、俊成に 歌を託す	宗盛女院に都 落ちを告げる	忠度、俊成に 歌を託す	維盛、妻子と 哀別
9	平家一門の宿 所を焼く	平家一門の宿 所を焼く	東国の武者暇 を賜わる	平家法皇の脱 出を知り動揺	維盛、妻子と 哀別	維盛、妻子と 哀別
10	家貞平家三代 の墓を掘る	家貞平家三代 の墓を掘る	維盛、妻子と 哀別	安德帝都落ち 弟を留め置く	安德帝都落ち 弟を留め置く	平家一門の宿 所を焼く
11	維盛、妻子と 哀別	維盛、妻子と 哀別	維盛、妻子と 哀別	平家一門の宿 所を焼く	維盛、齊藤兄 弟を留め置く	維盛、齊藤兄 弟を留め置く
12	維盛、齊藤兄 弟を留め置く	維盛、齊藤兄 弟を留め置く	小松一門の遅 参	平家一門の宿 所を焼く	近衛殿都落ち から離脱	近衛殿都落ち から離脱
13	頼盛京へ戻り 八条院を頼る	頼盛京へ戻り 八条院を頼る	頼盛京へ戻り 八条院を頼る	頼盛京へ戻り 八条院を頼る	頼盛京へ戻り 八条院を頼る	頼盛京へ戻り 八条院を頼る
14	頼盛帰京の青 景		頼盛京へ戻り 八条院を頼る	頼盛、齊藤兄 弟を留め置く	小松一門の遅 参	小松一門の遅 参
15	小松一門の遅 参	小松一門の遅 参	貞能帰京、後 に一行を追う	東国の武者暇 を賜わる	貞能帰京、後 に東へ向かう	貞能帰京、後 に東へ向かう
16	都落ちに従う 面々	都落ちに従う 面々	法皇御所より 鞍馬寺へ脱出	都落ちに従う 面々	貞能帰京、後 に東へ向かう	都落ちに従う 面々
17	近衛殿都落ち から離脱	近衛殿都落ち から離脱	平家一門、流 離の悲哀	貞能帰京、後 に東へ向かう	貞能帰京、後 に東へ向かう	貞能帰京、後 に東へ向かう
18	貞能帰京、後 に一行を追う	貞能帰京、後 に一行を追う	平家一門、流 離の悲哀	貞能帰京、後 に東へ向かう	貞能帰京、後 に東へ向かう	貞能帰京、後 に東へ向かう
19	東国の武者暇 を賜わる	東国の武者暇 を賜わる	平家一門、流 離の悲哀	貞能帰京、後 に東へ向かう	貞能帰京、後 に東へ向かう	貞能帰京、後 に東へ向かう
20	平家一門、流 離の悲哀	平家一門、流 離の悲哀	平家一門、流 離の悲哀	貞能帰京、後 に東へ向かう	貞能帰京、後 に東へ向かう	貞能帰京、後 に東へ向かう
21	忠度、俊成に 歌を託す	忠度、俊成に 歌を託す	平家軍所々へ 発向	貞能帰京、後 に一行を追う	貞能帰京、後 に東へ向かう	貞能帰京、後 に東へ向かう
22	行盛、定家に 歌を託す	行盛、定家に 歌を託す	平家一門、流 離の悲哀	平家一門、流 離の悲哀	貞能帰京、後 に東へ向かう	貞能帰京、後 に東へ向かう
23	経正、青山を 仁和寺へ返す	経正、青山を 仁和寺へ返す	行盛、定家に 歌を託す	行盛、定家に 歌を託す	貞能帰京、後 に東へ向かう	貞能帰京、後 に東へ向かう

挿入して改編を行なっている可能性があると言えるのではない。か。そしてその挿入された本文に関しては、やや曖昧な言い方ではあるが、四部本または四部本の本文（平田俊春氏の言葉を借りるならある時点で「旧延慶本系」と分化した「旧四部本系」のような本文）のようなものである可能性がある。もちろん今回の考察はその対象がごく限られた範囲のものであり、特に四部本に関していえば略述性の問題や仮名交じりの本文を真名字化するといった過程、その他の改作を経ているといった問題がある。また『平家物語』諸本の本文流動と展開は、読み本系・語り本系といった枠を越え、一回的なものでもなくより複雑に絡み合っているものと想定される以上、当論考はあくまでも仮説に過ぎない。今後より多くの箇所を検討を慎重に試みてみたいと考えている。

注

- (1) 「長門本平家物語の一考察」（『説話論集』第二集 一九九二年四月）
- (2) 「長門本『平家物語』の本文形成——語り本記事挿入箇所の検討——」（『国文学研究』一一〇集 一九九六年十月）
- (3) 「読み本系諸本の成立と展開」（講座日本文学『平家物語』上）一九七八年三月）
- (4) 「撰集抄」と『平家物語』——その唱導の共通本文をめぐって——」（『中世文学』二四号 一九八〇年三月）
- (5) 「『平家物語』と『予章記』（帝塚山学院大学『日本文学研究』一九九〇年二月）、「四部本平家物語の頼朝拳兵衛をめぐって」（帝塚山学院大学『日本文学研究』二二号 一九九〇年二月）、「『平家物語』と『保暦間記』——四部本・盛衰記共通祖本の想定——」（『中世文学』四〇号 一九九五年六月） なおいずれも『平

- (6) 『平家物語と吉記との関係——附 玉葉および山槐記との関係の再検討——』（『平家物語の批判的研究 上巻』一九九〇年六月 国書刊行会 の第五篇）
- (7) 「四部合戦状本平家物語における語り本系近似本文について——巻十を中心にして——」（『名古屋学院大学論集人文自然科学篇』二三一—号 一九八六年六月）、「四部合戦状本平家物語における覚一本系近似本文について」（『国語国文学論集』一九九一年二月 和泉書院）
- (8) 「四部合戦状本と平家打聞」（『仏教大学人文学論集』四号 一九七〇年九月）、「続平家物語諸本の研究」 一九七八年九月 思文閣出版に再録）
- (9) 「四部合戦状本平家物語真字表記論考」（『国語と国文学』六一—九号 一九八四年九月）
- (10) 注7前掲論文の前者による。
- (11) 注6前掲論文による。
- (12) 使用したテキストは以下の通りである。長門本 、『長門本平家物語の総合研究校注篇』（勉誠出版）、四部本 、『四部合戦状本平家物語（影印版）』（大安）。なお、私に句読点や傍線を付した箇所がある。
- (13) 注9前掲論文による。
- (14) 使用したテキストは以下の通りである。延慶本 、『延慶本平家物語本文篇』（勉誠社）、盛衰記 、『国民文庫 覚一本』岩波新日本古典文学大系、屋代本 、『屋代本平家物語』（校楓社）、吾妻鏡 、『増補新訂国史大系。なお、私的に句読点や傍線を付した箇所がある。
- (15) 『平家物語の詞章展開』（『平家物語の基礎的研究』一九六二年三月 三省堂 の第四章）
- (16) 『原態・古態』ということ——『都落ち』をめぐって——（その一）及び（その二）（『名古屋大学文学部研究論集（文学）』三一—号 一九八五年三月、及び三二—号 一九八六年三月）
- (17) 注6前掲論文による。

(18) 卷十四「安高湊合戦事」による。盛衰記卷二十九「平家落上所々軍」もほぼ同内容。なお覚一本巻七「篠原合戦」でも畠山・小山田兄弟は先陣として義仲軍と戦っているが、「去る治承より今まで召しこめられたりしを、……北国へむけられたり」とあり、長門本・盛衰記のように積極的に戦っているとは言い難い。

(19) 注16前掲論文(その二)による。

(20) 但し、長門本でも、貞能が西国へ落ち行くの是一晩在京した後であり、その後に口添えをしたとするのは、厳密に言えば時間的に無理があるように思われる。

(21) あるいは四部本の編者は、「安德帝都落ち(別表の8)」に続いて、忠度の記事(別表の21)、当該記事(別表の19)、維盛の記事(別表の11、12)と、「珍重しく哀れなりし」記事を配列しようとする編纂意図を持っていたのではないだろうか。

(22) 川合康氏『源平合戦の虚像を剣ぐ——治承・寿永内乱史研究——』(一九九六年四月 講談社選書メチエ)の第五章等による。

(23) 渋谷氏の事例は文治元年五月九日条、加々美氏の事例は治承四年十月十九日条並びに文治元年正月六日条による。

(24) 『愚管抄』(巻五 安德)では畠山・小山田が平家の郎等であつたとされ、また『吾妻鏡』治承四年八月廿六日条によると畠山氏は平家に重恩を受けていたという。また宇都宮氏に関しては、『兵範記』によると平氏全盛期の仁安三年正月十二日に、朝綱は既に右兵衛尉に任じられていた。

(25) ただし現存四部本の成立圏(真字本『曾我物語』や『神道集』と同一圏内とされる。)の問題等を考慮すると、現存する四部本そのものである可能性は低く、「旧四部本系」のような本文を想定する方が妥当であろう。

(26) 例えば、四部本の略述性に関する論考としては水原一氏『四部合戦本平家物語』批判(『平家物語の形成』一九七一年五月 加藤中道館、後に『延慶本平家物語論考』一九七九年六月 加藤中道館に再録)、高山利弘氏『四部合戦状『平家物語』の成立と略述性』(『平家物語の生成』一九九七年六月 汲古書院)等、仮名

交じり文の真名字化に関する論考としては、早川厚一氏『四部合戦本平家物語真字表記論考』(『国語と国文学』六一—一九号 一九八四年九月)等、改作の問題に関しては、佐伯真一氏『四部本平家物語の最終的改作をめぐって』(『国語と国文学』六四—三三三号 一九八七年三月)等が挙げられる。

(27) 注2前掲論文による。

追記

小考は、軍記・語り物研究会第三〇七例会会(平成九年九月二一日 於青山学院大学)での口頭発表の一部をまとめたものである。貴重な御教示を賜りました方々に深謝申し上げます。

(とくたけ よしあき)